

【規約作成例】

規約本文	作成上の注意
<p style="text-align: center;">◎ ○○自治公民館規約 第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (例) 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とする。</p> <p>(1) ○○○○○○○○○○○○ (2) ○○○○○○○○○○○○ (3) ○○○○○○○○○○○○ (4) ○○○○○○○○○○○○ (5) ○○○○○○○○○○○○</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 本会は、○○自治公民館と称する。</p> <p>(区域)</p> <p>第3条 本会の区域は、都城市○○町○○丁目○○番○○号から○○番○○号までとする。</p>	<p>規約には下記の8つの項目が定められていなければならない(必須:法第260条の2第3項)。また、この他にも規約の内容は、法第260条の2各項及び、法第260条の3から第260条の40までの内容にも従ったものとする必要がある。</p> <p>黄色枠内は必須で盛り込む必要がある。</p> <p>必須① 目的 スポーツや芸術などの特定活動でなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要がある(必須:法第260条の2第2項第1号)。 ただし、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定める必要がある。</p> <p>必須② 名称 名称についての制限はない。ただし、他の法令において使用制限がある場合は、これに従う必要がある。 例:商工会でない団体が商工会の名称を用いることはできない。</p> <p>必須③ 区域 住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要がある(必須:法第260条の2第2項第2号)。また、その区域は当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない(必須:法第260条の2第4項)。 区域は、町又は字及び地番又は住居表示により表示されるのが望ましい。 ただし、河川や道路等による区域の表示も、市内の他の住民にとって団体の区域が客観的に認識できるものであれば認められる。</p>

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、都城市〇〇町
〇〇丁目〇〇号〇〇番地に置く。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内
に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費
を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域内に住所を有する
個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定
める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の申し込みがあった場合には、
正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する
ときは、退会したものとする。

必須④ 主たる事務所の所在地

一つに限り設けられた主たる事務所をいうも
のであり、団体の住所となる。代表者の自宅に
置く、あるいは集会施設に置くこととすることが
一般的である。事務所として最も適したところ
とすることが望まれる。

住居表示又は地番及び家屋番号に定めるほか、
「事務所は、代表者の自宅に置く」という定め
方も可能。

必須⑤ 構成員の資格に関する事項

区域に住所を有するほかに、年齢、性別等の条
件を会員の資格として定めることは認められ
ない(必須:法第260条の2第1項、第2項第
3号)。あくまでも「加入できる条件」であっ
て、子供等も全て会員にしなければならないと
いうことではない。

なお、法人や団体は構成員にはなれないが、「賛
助会員になることができる」と規約に定めて、
表決権等は有しないものの活動の賛助等の形
で団体に参加することは可能と考えられる。

会費は会員にとっても団体にとっても重要事
項であるため、規約に金額も含めて定めるか、
又は「総会において決するもの」と規約で定め
る必要がある。ただし、規約の改正は第36条
に定めるように特別な議決が必要になるため、
表記のように定めて年1回の総会で各年度毎
に定めることが適当と考えられる。

入会申込書の様式は、役員会で定めたり、細則
で定めればよい。

加入(脱退)手続は、加入(脱退)希望者の加
入(脱退)の意思が団体として確認できるもの
にとどめ、加入(脱退)に際し、いかなる意味
においても制約を課するようなものとするこ
とは認められない(法260条の2第7項)。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 〇人

(3) その他の役員 〇人

(4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と、会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、

必須⑥ 代表者に関する事項

団体には、一人の代表者をおかなければならない(必須：法第260条の5)。

また、選任は総会において決定することが適当である。

監事は会務の執行を監査する役職のため、兼職は避けるべきである。

代表権に制限を加える場合は規約に定める必要がある。(第260条の6から第260条の8まで)

副会長による会長の事務の代行は、法律行為に及び得ないので、直ちに後任の会長を選出しなければならない。

監事は、規約又は総会の決議で1名又は数名置くことができる。(法第260条の11)

監事の職務は、法により規定されている。(法第260条の12)

役員任期は、法律上特に規定はないが、数カ月といった短いものでは事務執行の一貫性の確保の上で問題があり、他方、あまりに長期にわたるものも種々の弊害を生ずるといえる。また、事務執行上支障がないよう左記第12条

後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告
- (2) 予算、決算
- (3) 財産の処分
- (4) 代表者及び監事の選任
- (5) 規約の変更
- (6) 会の解散
- (7) その他重要事項

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

第3項の定めを置くことが望まれる。

役員の解任手続を定める場合には、第12条第4項のように個別に総会議決を要するものと定めるか、規約において具体的手続を規約において定めることが適当である。

必須⑦ 会議に関する事項

・団体の事務は、規約において役員に委任したものを除き、全ての総会の議決によって行う
(必須：法第260条の16)

・ただし、下記については規約をもってしても他に委任することはできず、総会で議決する必要がある

【重要事項】(1人1票、委任する時は、委任状が必要)

- ・財産の処分に関すること
- ・代表者及び監事の選任
- ・規約の改正(法第260条の3)
- ・会の解散

【特定事項】(1世帯1票、世帯内で口頭委任が可能、ただし規約に定めること)

- ・事業計画、予算
- ・事業報告、決算

・総会は、少なくとも年1回開催する必要がある(必須：法第260条の13)

・年度終了後3か月以内に財産目録を作成しなければならないことから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に記載する必要がある(必須：法第260条の4)。

・会員の5分の1以上(この割合の増減は可能)から会議の目的を示して請求があったときは臨時総会を開催しなければならない(必須：法第260条の14第2項)

・「総会の書面開催」に関連する規約の例については、令和5年1月頃に提示予定。

(総会の招集)

第 17 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の日の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第 19 条 総会は、総会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第 21 条 会員は、総会において、各々 1 個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

- (1) 事業計画、事業報告
- (2) 予算、決算

(総会の書面表決権等)

第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したもの

総会の招集は、少なくとも 5 日前にその会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法で行わなければならない (必須：法第 260 条の 15)

・会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する (必須：法第 260 条の 18)

・代議員制は認められない

・特定事項については、世帯で一票とすることができる

・未成年で意思があるなら親の同意、意思がわからないなら親がやる (松江市参考にする)

・総会に出席しない構成員は、書面や電磁的な方法で、又は代理人によって表決できる。

・電磁的な方法による表決とは、例えば電子メールなどによる送信、Web サイト、アプリケーション、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等が該当し得ます。

とみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第 5 章 役 員 会

(役員会の構成)

第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

・規約変更認可を市町村に申請する場合などに必要であるため、議事録の規定を定めるべきである。(必須：法施行規則第 22 条)

・団体の最高意思決定機関は総会だが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられる。

もつとも監事は役員会の構成員にはなれないが、役員会に出席し、会務の適切な執行のため意見を述べるべきと考えられる。

第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 31 条 本会の資産で第 29 条第 1 項に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

必須⑧ 資産に関する事項

資産についての構成、処分等を規定しなければならない。ただし、どこまで規定すべきかは法で規定されてはならず自治体に裁量があると考えられるが、手引きを参照し、4つの事項を定めるものとする。

参考：ぎょうせい「第 3 次改訂版 自治会、町内会等法人化の手引」

事業計画・事業報告及び収支予算・決算は、地縁による団体にとって重要事項ですから、総会の議決又は承認にかからしめることが必要です。ただし、事業計画及び収支予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び収支決算の承認を年度終了後に行うためには通常総会を年 2 回行うことが必要となりますが、通常総会は、年度終了後 3 か月以内に 1 回行うのが通例です。したがって、年度開始前に総会を開催し、事業計画及び収支予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決されるまでの間は、事業計画及び収支予算がないこととなりますので、左記のように定めておくことが実務上適当です。

第 35 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 36 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、都城市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 38 条 本会の解散の時に有する残余財産は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第 39 条 本会の主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 規約

規約の変更は、総構成員から一定数の同意が必要である。また、市長の認可を受けなければその効力が生じない。(必須：法第 260 条の 3)

※ 左記定数は下げることができ、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。

解散は法により、総構成員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、解散の決議はできない。

4 分の 3 という数は規約に定めることにより、変更できるが、少数で決議すべきものではないと考えられる。

(法第 260 条の 20、21)

※残余財産の処分について地方自治法第 260 条の 31 に基づき、解散後の財産の所属先を指定することができる。

※解散と同じく重要な事項であることから 4 分の 3 以上の議決とすることが望ましい。

※営利法人等を指定先とすることは適当ではない。

※この規程がない場合は、市長の認可を得て、団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分できる。

※ 「構成員名簿」と「財産目録」は必ず作成し、事務所に備え置かなければならない。

(必須：法第 260 条の 4)

<p>(2) 会員名簿</p> <p>(4) 認可及び登記等に関する書類</p> <p>(5) 総会及び役員会の議事録</p> <p>(6) 収支に関する帳簿及び証拠書類</p> <p>(7) 財産目録等資産の状況を示す書類</p> <p>(8) その他必要な帳簿及び書類</p> <p>(委任)</p> <p>第 40 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、○年○月○日から施行する。</p> <p>2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。</p> <p>3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から○年○月○日までとする。</p>	<p>規約施工上の細則を定めるものは、会長でも役員会等でもよいが、必ず委任することについて、総会の議決を経る必要がある。</p> <p>細則としては、「弔意金規定」や「旅費規定」が考えられる。</p>
--	--